

地方経済情報 Weekly No.340

「業務のデジタル化」で事業の効率向上を ～ 業務プロセスを変える電子帳簿保存法と電子インボイス制度 ～

1. 「業務のデジタル化」の必要性

コロナ禍の影響もあり、多くの企業でテレワーク等の「業務のデジタル化」が広がりつつあります。その一方で、ICT技術の進化やDX推進の必要性を認識しつつも、業務への活用を躊躇されている事業者もおられると思われます。特に請求書や納品書の確認等のバックオフィス業務には、紙・FAXを介したアナログなプロセスが多く、効率化や生産性向上の妨げとなっていることも多いとみられます。

2. 「電子インボイス」が判断の契機

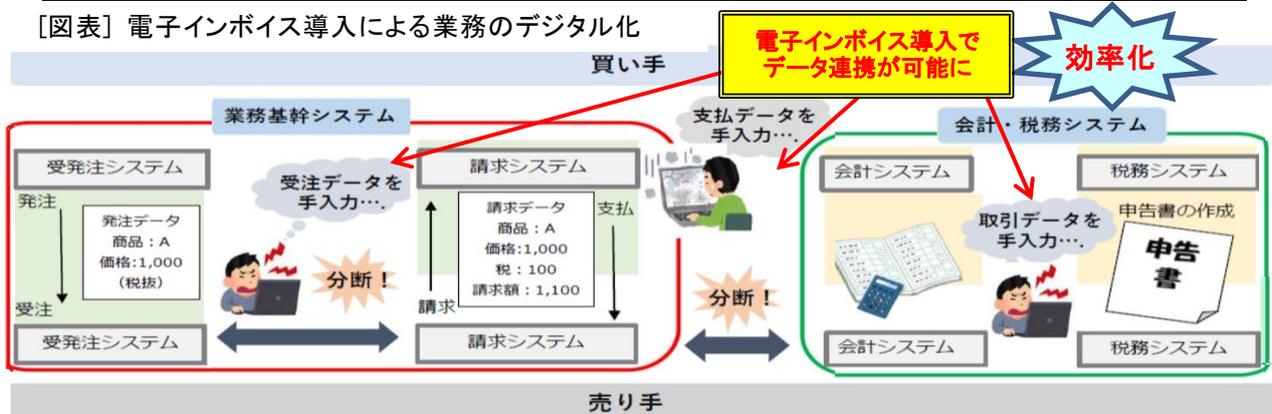
こうした「紙を前提とした業務プロセス」の電子化には業務プロセス全体のデジタル化が不可欠となり、相応のシステム投資が必要となります。その判断の契機の一つになるとみられるのが「電子インボイス」です。これは電子帳簿保存法改正と税務処理へのインボイス制度導入(2023年10月適用)の“合わせ技”により可能となったもので、必要な事項を記載した請求書や領収書、仕入明細書、納品書等の紙の適格請求書(インボイス)を電子化したデータのことで、業者間の取引で標準化されたデータが送受信されることで、アナログな業務プロセスである売り手の請求業務から買い手の支払業務、更には売り手で発生する入金消込業務まで、紙を介さずシステム上のデータ連携で効率的に処理されることが可能になります[図表]。

3. 業務のデジタル化で事業の効率化

この電子インボイスの導入自体は義務ではありませんが、インボイス制度に伴う経理業務の複雑化へ備えて多くの企業がシステム投資をするものとみられます。こうした投資負担への軽減には「IT導入補助金制度」※もあり、システム投資の際には先々を見据えて業務全体の効率化に繋がる形での電子インボイス導入を検討することも一案と考えます。

※ IT導入補助金事務局 HP <https://www.it-hojo.jp/>

[図表] 電子インボイス導入による業務のデジタル化



資料:内閣官房 IT 総合戦略室「電子インボイスにかかる取組状況について」2020/12/9

©以下のサイトも是非ご参照下さい。 国税庁 HP「電子帳簿等保存制度特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>

国税庁 HP「インボイス制度特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

担当:主任研究員 漆嶋